剣道称号「教士」審査会要項（受審者用）

全日本剣道連盟
群馬県剣道連盟

１．申込対象者
　剣道錬士七段受有者で、七段受有後２年以上経過（令和６年５月 31 日以前に取得）した者。
２．申込方法
（1）受審希望者は、所定の教士受審申請書に小論文を添え（いずれも自筆、パソコン不可）、顔写真貼付）を都道府県剣連に提出する。
（2）年齢基準は審査当日（5 月 6 日）とする。
３．都道府県剣連の推薦
（1）申込者が提出した、教士受審申請書と小論文を受理する。
（2）都道府県剣連会長は、申込者が称号・段級位審査規則第 10 条第２項の付与基準に該当し、かつ、同実施要領の「教士を受審しようとする者の備えるべき要件」（①～③）を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。
４．申込締切　　**令和８年２月 24 日（火）**
５．審査の方法
　課題に対する小論文提出の形式で実施し、小論文を採点のうえ審査会に付議して合否を決定する。
　課題・書き方および提出方法
（1）剣道の課題　「剣道指導者としてのあり方」（参考書籍「剣道指導要領」全剣連発行）
　　※再受審者についても上記課題の小論文を提出すること。
（2）字数　　800 字以上 1,200 字以内
（3）用紙　　400 字詰め原稿用紙（市販の B4 縦書き）
（4）書き方　　用紙 1～3 行目に表題と登録都道府県名・氏名を記し、4 行目２段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。
　　原稿用紙の右上をホチキスで止めること。
（5）提出方法　　封筒長３を使用し、表に「剣道称号教士受審」、裏に登録都道府県名と氏名を表記し封印したものを群剣連へ提出すること。
６．審査会期日　　令和８年５月６日（水・休）
７．審査料　　**30,000 円（講習料含む）を支部を通じて振り込むこと。**
８．合格発表
　審査終了後、合格者決定通知と証書を合格者の登録都道府県剣連に送付するほか、後日、全剣連月刊「剣窓」および全剣連ホームページ（https://www.kendo.or/）に合格者の氏名を掲載する。
９．個人情報保護法への対応
　申込書に記載される個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は、全日本剣道連盟および地方代表団体（各都道府県剣道連盟）が実施する本審査会運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。